

平成21年10月16日

指定管理者の指定について（練馬区立関町福祉園）

1 内 容

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、練馬区立関町福祉園の指定管理者をつぎのとおり指定する。

2 指定管理者

(1) 団体の名称

社会福祉法人 東京援護協会

(2) 所在地

東京都千代田区鍛冶町一丁目8番5号

(3) 代表者

理事長 山口 桂造

3 指定の期間

平成22年4月1日から平成27年3月31日まで（5年間）

4 選定の経過

平成21年2月6日 第1回指定管理者選定委員会（第2回以降は選定手続の変更により、「指定管理者選定小委員会」として開催）
（業務の範囲、応募資格、評価基準、指定の期間の検討）

3月13日 第一回練馬区議会定例会
（練馬区立障害者自立支援施設条例改正案議決）

4月1日 ねりま区報およびホームページで公募、募集要項配布開始

4月10日 募集説明会（参加団体数3）

4月13日～5月1日 応募書類受付（応募団体数3）

5月18日 第1回指定管理者選定委員会
（業務の範囲、応募資格、評価基準、指定の期間の報告）

第2回指定管理者選定小委員会
（プレゼンテーションおよびヒアリングの実施）

5月26日	第3回指定管理者選定小委員会（施設実地調査の実施）
6月5日	経営診断委託
6月24日	第4回指定管理者選定小委員会（応募団体の評価・採点）
7月6日	第2回指定管理者選定委員会 （応募団体の審査、指定管理者候補の決定）

5 選定の理由

選定に当たっては、応募団体の企画書、プレゼンテーションの内容、施設実地調査、経営診断その他提出書類を評価した結果、当該団体については、練馬区立関町福祉園を運営するに当たり、以下の点が優れていると判断した。（審査結果は別表のとおり）

なお、指定管理者選定委員会および指定管理者選定小委員会では、第2回以降、有識者委員を加えて、評価を行った。

(1) 団体の安定性・継続性

収入に占める補助金・委託料収入の割合が低いため、自主運営能力が高いこと。

また、資金力、借入金の返済能力、経営の安全性が優れており、長期的に安定した事業活動が可能であること。

(2) 団体運営の透明性・公正性

個人情報保護規程および情報公開規程が整備されていること。

(3) 団体運営における法令等の遵守状況

給与規程および就業規程を整備しており、それに基づく運用が行われていること。また、役員の構成は適正であり、理事会・役員会は定期的に開催されていること。

(4) 運営実績

都内で多種多様な福祉施設を運営し、障害福祉分野においても十分な実績があること。練馬区内でも、練馬就労支援ホームと大泉就労支援ホーム、路上生活者緊急一時保護センター練馬寮を運営していること。

特に、関町福祉園と同種同規模の施設である目黒区東が丘障害福祉施設の第三者評価において、「地域で多様な社会経験ができるように、外出活動への積極的な取り組み」の項目が特に優れているとされるなど、結果が良好なこと。

健康管理や安全に配慮した施設運営を行い、今後も安定した支援を行う能力を

有していること。

(5) 効率的運営・効率化への取組み

人材育成と人材の有効活用、地域貢献と地域資源の活用、運営経費の節減、法人施設の連携による資源の有効活用等の提案があること。

(6) 受託への熱意・意欲

人権尊重と権利擁護および主体性の尊重と自己実現の追及を目指した利用者支援や、安定した事業運営の継続と信頼関係の構築、地域福祉の推進という方針があること。

また、当該施設に関する区の計画・方針を最大限尊重する提案があること。

(7) 施設管理の安全性への配慮

法人として、危機管理・事故対応実施要綱、事故対応マニュアルが整備されており、危機管理に関する取組の提案があること。

(8) 施設管理運営体制

当該施設に関する区の計画・方針を理解し、現在のサービス水準を維持するため多様な施設を運営してきた法人のノウハウを活かす提案があること。

(9) 利用者への対応（接遇を含む）

利用者からの苦情を解決するための実施要綱が整備されていること。

利用者の日常生活の安定のため、家族や関係機関との連携を密にし、一貫した支援体制を整える提案があること。

利用者に対して大人として接し、その意思の尊重を重視していること。

(10) 職員の育成

支援技術や事例検討、人権、接遇などを組み入れた法人主催の研修の実施、外部機関が開催する職能研修への積極的な派遣など、職員の質の向上に努めていること。

(11) 団体の理念・姿勢

「高い志を持ち、時代の要請に基づき先駆的に社会福祉の充実を図るため、活力ある経営を行って、社会福祉法人としての責任を果たし、社会に貢献していく」を理念として掲げ、多面的な事業に取り組んでいること。

また、法人の理念を実践に活かすため、職員研修や各事業所でのOJTを活用して職員に対して周知、徹底させていること。

(12) 区内事業者の活用・区民雇用の促進等

新規職員や非常勤職員の雇用に関して、区民を積極的に雇用する意思があるこ

と。

また、業務の再委託や物品調達の際に、区内事業者を積極的に活用する提案があること。

(13) 事業等の提案

利用者支援に係る事業について、利用者一人ひとりに適した創作的活動・生産活動の提供を行うとともに、宿泊旅行や個別活動の行事において、利用者自らが選択できる場面を増やすという提案があること。利用者の健康管理についても、看護師を核とした保健衛生委員会による日常健康管理体制整備のほか、利用者の特性に応じた運動プログラムの提供等の提案があること。

また、職員同士や家族、地域との連携についてさまざまな取組を講じ、一体となって、関町福祉園の運営の質を高めていくという提案があること。

6 問い合わせ先

健康福祉事業本部福祉部障害者施策推進課施設係

電話 03-5393-1084

FAX 03-5393-1214

指定管理者選定（社会福祉法人東京援護協会）の審査結果（練馬区立関町福祉園）

1 評価項目・評価基準（細目）

評価項目・評価基準	配点	得点
1 団体の安定性・継続性 (1) 補助金、委託費のみに頼らない自主的運営努力の有無 (2) 事業効率の状況 (3) 資金力の有無 (4) 借入金の返済能力の有無 (5) 経営の安全性	5点	4点
2 団体運営の透明性・公正性 (1) 個人情報保護制度の有無、または、制度化する意思の有無 (2) 情報公開制度の有無、または、制度化する意思の有無	5点	4点
3 団体運営における法令等の遵守状況 (1) 法令等の遵守状況（労働関係法令の遵守を含む） (2) 理事会・役員会などの構成の適正性 (3) 理事会・役員会などの定期的開催	5点	4点
4 運営実績 (1) 同種の施設を運営するに足る実績の有無 (2) 既に運営している施設の状況 (3) 過去のトラブルへの対応状況	10点	10点
5 効率的運営・効率化への取組み (1) 人員配置の適正性 (2) 多様な雇用形態の職員を配置する工夫の状況 (3) 再委託の範囲の適正性 (4) 事業計画と収支計画の適正性 (5) 経営努力に関する提案内容	10点	8点
6 受託への熱意・意欲 (1) 施設設置目的との整合性 (2) 具体的で独創的な提案の有無	5点	4点
7 施設管理の安全性への配慮 (1) 日常的な点検体制の有無・程度 (2) 危機管理体制の有無・程度 (3) 管理上の不具合や小さな問題の区への報告に関する姿勢	10点	8点
8 施設管理運営体制 (1) 現在のサービス水準の維持 (2) 施設に関する区の計画・方針に対する理解 (3) 練馬区環境方針、災害時の対応等、区の方針・事業に対する協力	10点	8点
9 利用者への対応（接遇を含む） (1) 苦情解決体制の有無、または、設置の意思の有無 (2) 利用者への公平公正な対応 (3) 利用者等の人権に対する姿勢 (4) 職員の接遇に関する取組み	10点	8点
10 職員の育成 (1) 職員に対する研修体制	5点	4点
11 団体の理念・姿勢 (1) 団体の基本理念・経営理念の明文化とその内容 (2) 団体の基本理念・経営理念の職員・利用者への周知	5点	4点
12 区内事業者の活用・区民雇用の促進等 (1) 区内事業者である (2) 区民雇用の促進（非常勤・臨時職員を含む） (3) 再委託における区内事業者の活用 (4) 物品の区内業者からの調達	10点	8点
13 事業等の提案 (1) 利用者ニーズに対応するための提案内容 (2) 質の高いサービス提供に向けた提案内容 (3) 専門的なサービス提供についてのスキルやノウハウの有無 (4) 障害者自立支援法等の各種事業のサービス展開の有無 (5) 地域に開かれた運営の有無 (6) 団体の本部または法人が運営する施設による、関町福祉園の運営および支援に関するバックアップ体制	10点	8点
合 計	100点	82点